

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和4年4月分）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度上水道料ほか1件	北海道補給処 調達会計部長 池崎学 北海道恵庭市 西島松308	令和4年4月1日	恵庭市長 北海道恵庭市京町1番地	4000020012319	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）		5,938,085						単価契約
事業系一般廃棄物手数料ほか6件	北海道補給処 調達会計部長 池崎学 北海道恵庭市 西島松308	令和4年4月1日	恵庭市長 北海道恵庭市京町1番地	4000020012319	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）		6,743,548						単価契約
産業廃棄物処分手数料ほか1件	北海道補給処 調達会計部長 池崎学 北海道恵庭市 西島松308	令和4年4月1日	恵庭市長 北海道恵庭市京町1番地	4000020012319	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）		2,854,500						単価契約
			以下余白										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。